

御船町農業委員会会議録

令和4年12月12日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和4年12月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月12日(月) 15時30分～16時35分

2. 場 所 御船町保健センター2階研修室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1番 富田 早苗

会長職務代理者 2番 荒木 義一

委 員 3番 坂本 保男 委 員 9番 徳永 廣敏

委 員 4番 野田 孝光 委 員 10番 渡邊 義高

委 員 5番 藤岡 雅子 委 員 11番 芥川 誠

委 員 6番 大西 敬一 委 員 12番 福島 則義

委 員 7番 森田 優二 委 員 13番 竹崎 幸雄

委 員 8番 池田 賢治 委 員 14番 吉田 敏郎

欠席者 7番 森田 優二

農地利用最適化推進委員 8名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条について

7 議案第44号 地目認定について

8 議案第45号 和解の仲介について

9 報告第28号 合意解約について

10 報告第29号 非農地判断について

11 報告第30号 耕作証明書について

5. 農業委員会事務局職員

課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、議会のために井上事務局長が欠席となります。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、7番 森田委員から欠席の連絡を受けております。欠席者1名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員8名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、12月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願いたします。

議 長 こんにちは。早速ではありますが始めさせていただきます。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。12番 福島委員、13番 竹崎委員よろしくお願いをいたします。それでは、議案第41号を提案いたします。事務局の説明をお願いたします。

事務局 議案書の1ページをお願いたします。
議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和4年12月12日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
2ページをお願いたします。今月は、2件の申請が出ております。
申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：307 m²
譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：770 m²
譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。田2筆計1,077 m²
申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：2,852 m²
譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町〇〇△ - △
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町〇〇△ - △
〇〇 〇〇

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。本日は、2件3筆の申請が出ております。それでは、申請番号①について担当の大西委員説明をお願いいたします。

6 番 はい。12月1日に申請人と中川推進委員と事務局と現地確認を行いました。先ずは、場所の説明をいたします。説明資料の4ページをご覧ください。国道445号線を山都町方面へ進み、小川野集落にある水田です。上小川野バス停から右へ100m程のところであり、現地は、5ページの写真のように良く管理された状況でした。△番地の方は、狭い上に3段になっており、粟が植えてあり畑として管理してありました。△番地は、水田として管理されていまして。譲渡人は〇〇市内の方で高齢のため〇〇町の方に管理依頼されていまして、止めたいということで親戚でもあります、譲受人に買い取ってほしいとのことでした。次に3ページをお開きください。第2項の第1号から第7号に該当する要件は満たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。親戚間の売買ということのようです。それでは、只今の説明に対して、ご意見・ご質問他にございませぬか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の徳永委員説明をお願いいたします。

9 番 はい、11月30日に川地推進委員と事務局と申請人の代理人と現地確認を行いました。生前贈与ということで申請がありました。整備された一画にある、3反近い広いところであり、私が麦を植付けているところでもあります。場所は、説明資料の8ページをご覧ください。甲佐町の芝原集落の近くにあり、優良な圃場であります。譲受人は、法人化して農業を経営されておられます。7ページをお願いします。第2項の第1号から第7号に該当する要件は問題ないと思われ、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。ご意見・ご質問他にございませぬか。ないようでしたら、私の方からです。これまでは、徳永委員が耕作されていたのでしょう。

9 番 譲渡人の甥にあたる人が水稻を作付けされ、私が麦を植付けて

議長
全委員
議長

おります。
分りました。他に、ご意見・ご質問他にございませんか。
ありません。
それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。
続きまして、議案第 42 号を提案いたします。事務局の説明を
お願いいたします。

事務局

議案書 3 ページをお願いいたします。
議案第 42 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり
許可申請があったので、意見の決定を求める。
令和 4 年 12 月 12 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
今月は、2 件申請が上がっております。
順に読み上げさせていただきます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：768 m²
譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇
譲受人の住所・氏名：〇〇町〇〇△ - △ 合同会社〇〇〇〇
転用目的：グループホーム 理由：5 条所有権移転（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：195 m²
譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇
譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇
転用目的：個人住宅 理由：5 条所有権移転（県許可）

以上です。審議をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①から、
坂本委員の担当ですので、説明をお願いいたします。

3 番

はい。11 月 28 日に大森推進委員と事務局と申請人の代理人で
現地の確認を行いました。説明資料の 13 ページをご覧ください。
見覚えがあると思いますが、今年の 1 月頃申請があった所
の隣で、下高野集落から甘木集落を結ぶ道の途中にある畑地に
なります。15 ページの写真をご覧ください。申請地の左側は、
前回申請されたもので、既に運用されています。10 部屋の内
8 部屋が入居されているということです。今回も同じようにグ
ループホームを建設したいとの申請です。前回同様私達として
は、768 m²の第 2 種農地ですけれども、何ら問題は無いと判断
しました。只、蛇足になりますけれども、我々農業者としては、

農地が潰れていくことは、心苦しくはありますけれども、前回は申しましたが、仕方のないことだと思います。よろしくご審議の程をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この案件は、以前出てきたところの続きということですね。

3 番 直ぐ隣です。ですから、同じようなものが出来るものだと思います。

議 長 賑わっているのでしょうか。

3 番 10 部屋の内 8 部屋が入っているようですので、今後も需要があると見こされているのだと思います。

議 長 はい、ご質問・ご意見にございませんでしょうか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の吉田委員説明をお願いいたします。

14 番 はい。はじめに場所の説明をいたします。説明資料の 18 ページをご覧ください。12 月 1 日に田中推進委員と事務局で現地を確認し、申請人の代理人が立ち会いました。場所は、19 ページをご覧ください。国道 443 号線を益城方面に向かう際にある北木倉の看板を右側に入った北木倉集落から少し離れた場所に位置する農地になります。現況の写真は、21 ページを見てください。現地は、十字路の端の場所にあり、北側は果樹が植えてあり、東側には、建物が 1 棟立っております。南・西側は里道になっております。申請地は第 2 種農地で、面積は 195 m²になります。次に、資料の 20 ページをお開きください。土地利用計画の内容としては、専用住宅、庭、駐車場及び転回広場を設け利用する計画になっております。また、一般基準の項目は、全て適当と判断しました。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたしました。みなさんのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見はございませんか。集落から離れたところに建てられるようですが、どれ位の広さの道路がありますか。

12 番 2.5m位の道路ではあります。

議 長 他にご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 43 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 5 ページをお願いします。
議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。
令和 4 年 12 月 12 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
説明資料の 6 ページに、新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。合計値のみ読み上げます。田の 12,039 m²、計の 12,039 m²です。次 7 ページをお願いします。再設定分の利用権設定等状況一覧表になります。こちらも、合計値のみ読み上げます。田の 53,391 m²、計の 53,391 m²です。続いて、9 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 4 年 12 月 12 日提出 上益城郡御船町
10 ページをお願いします。令和 4 年第 12 回農用地利用集積計画総括表になります。今月分から読み上げます。田の 65,430 m²内再設定が 53,391 m²、計の 65,430 m²内再設定が 53,391 m²です。続いて右側の本年累計です。田の 451,504 m²内再設定が 320,232 m²、畑の 55,363 m²内再設定が 44,572 m²、計の 506,867 m²内再設定が 364,804 m²。所有権移転分の田が 81,544 m²、畑の 7,872 m²、計の 89,416 m²です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご意見・ご質問はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、ご了解いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、議案第 44 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 44 号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、町長から別紙のとおり照会があったので、意見の決定を求める。

令和 4 年 12 月 12 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗
こちらにつきましては今回、地目変更のケースが二つあります。一つは、12 ページをご覧ください。令和 4 年度に行った地籍

調査で、平成 24 年・25 年・26 年度に調査したところを、地震の関係で再調査が行われました。その調査で地目が現況と違う 59 筆が、今回の照会箇所となっております。地区としましては、大字小坂と大字陣となっております。もう一つは、20 ページをご覧ください。地籍調査事業における農地の地目変更ということで、令和 3 年度に調査した、大字御船と大字辺田見の 116 筆が照会箇所となっております。詳細は、21 ページから 32 ページまでに掲載してあります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、意見の決定を求めるということです。地籍調査の時に、地目と現況が違っているとのことで、地目が変更されているということですね。

事務局 まだ、地目は変更されていません。農業委員会の決定を経て、地目の変更で法務局に登記します。

議 長 現地を見て調査してあるので、問題はないかと思えます。
事務局 今回の地目変更の決定をもって、閲覧を行います。その作業につきましては 1 月からになると思えます。

議 長 地震の影響ということですが、もっと広範囲になるのではないのでしょうか。

事務局 境界に 10 cm 以上のズレが生じたところが、対象になっております。

議 長 小坂の中原は、どのあたりになりますか。

事務局 小坂団地がある所が、中原であります。

議 長 その付近は、新しい家が建っていますよね。畑のままどうして家を建てているのでしょうか。

事務局 その件に関しては、他の部署の管轄ですので、お繋ぎしておきます。

議 長 この案件に関しましては、問題ないということでよろしいのでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは、問題ないということで決定します。続きまして、議案第 45 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 33 ページをお願いします。

議案第 45 号 農地法第 25 第 1 項の規定に基づき別紙のとおり和解の仲介の申し立てがあったので、意見の決定を求める。
令和 4 年 12 月 12 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

この件につきましては、議案書の作成が間に合いませんでしたので、本日配布しました2枚綴りの資料をお願いします。先月の総会の時に、和解の仲介について説明をさせていただいたのですけれども、今回正式に申し立てがありましたので、仲介委員さんの選任をしていただくこととなります。

申立人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

被申立人の住所・氏名：①大字〇〇△ 〇〇 〇〇

②〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

紛争に係る農地等：

①大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：723 m²

所有者：〇〇 〇〇

②大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：780 m²

所有者：〇〇 〇〇

③大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：958 m²

所有者：〇〇 〇〇

紛争の内容・経緯：申立人所有の農地と被申立人所有の農地の境界についての認識相違による争いである。地籍調査事業による境界協議の立会が実施されたが、お互いの農地の境界に認識相違があったため、現時点で境界未定の状態である。今回の境界争いとなった土地が農地であり、申立人が認識している境界を超えて、被申立人（〇〇 〇〇）の小作人が耕作しているため、農業委員会の仲介を希望されている。ということで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。前回事前に説明がありましたが、今月改めて申し立てがあったということです。農業委員会が和解の仲介しなさいというのは、何に記述してありますか。

事務局 農地法第25条に和解の仲介制度というものが、規定してあります。

議長 それは、いつから規定してあるのですか、平成27年の改正時に決まったのですか。

事務局 平成27年の改正以前から、25条に和解の仲介について規定してあります。御船町では、これまで案件がありませんでした。県内でも殆ど事例がないということです。

議長 農業委員会で面倒を見切れない場合は、回していいということだったですね。

事務局 必ずしも、和解が成立しないと終わらないというわけではなく、

これ以上話し合っても和解できないと仲介員が判断したら、仲介を打ち切りとなります。申立てをした者の同意が得られれば、県へ上げる手続きが可能ではあります。

議長 仲介の場を設けなければならないということですね。現在、当事者間で話し合いはされているのですか。

事務局 地籍調査の時に立ち会われたのみではあります。被申立人①も申立人と2人での話し合いには応じないということです。

議長 被申立人①は耕作者ではなく、小作人がおられるようですね。8番 小作人は〇〇さんではないですか。

事務局 小作人が誰なのかは、調べがついておりません。

議長 地主さんも境界線を譲られないということですね。

2番 申立人はこれまで耕作されていたのですか。

事務局 平成26年に購入されて、耕作されています。購入されたときに境界の立ち会いはしていないということです。以前の所有者が関東在住ですので現地へ出向けず、電話でのやり取りで境界の確認をしたということです。

2番 小作人は何年くらい耕作されていますか。10年以上になりますか。

事務局 今回の小作人は、2年ほど前からになります。それ以前は、被申立人①の叔父が長年に渡り耕作されていました。

2番 10年以上異議を申し立てていないのであれば、所有権は認められないのではないのでしょうか。

8番 申立人がその農地を取得された時は、大きな梅檀の木がありました。それを少しずつ片付けて、小さな小屋を建てて管理されていました。

事務局 町で仲介が成立しなくて、県へ持ち上がったとしても、あくまでも当事者が納得しなければ解決しないことになります。申立ての受理を拒否はできませんが、仲介の開催をしても1回では、解決しないと思います。土地を購入する時に、隣接立ち会いをしておられません。

8番 具体的に何メートル位のこと、折り合っていないのでしょうか。

事務局 原因は、圃場に機械が入らないということです。3ページ下の字図をご覧ください。被申立人②の農地に進入路が作ってありますが、そこを通過して申立人も被申立人①も自身の農地へ進入されています。しかし、現在の状態では申立人は、被申立人①

の農地を通らなければ、自身の農地へ進入することはできません。申立人と被申立人①の土地の境界がもう少し被申立人①側へ移動すれば、申立人は自分の農地へ進入することができるということです。

- 2 番 進入する道がないということですね。
- 8 番 この農地は、夏に農地パトロールで調査したところの傍ではありません。また、先月資材置場で一時転用の5条申請がされたところの傍でもあります。
- 12 番 字図を見る限りは、道があるようですが、被申立人①の圃場への進入路はありませんね。
- 事務局 被申立人①は里道を通って圃場に入れるようです。
- 10 番(推) 面積が出ているので、実測して面積を按分して、境界を決めるということは出来ませんか。
- 2 番 農業委員会に仲介してほしいということであれば、「測量してください」と提案する以外ないのではないのでしょうか。山間部は別として、このようところは、登記上の面積と実測した面積に開きはありますか。
- 議 長 実測した面積の方が、広くなることが多いようです。仲介員を3名決めなければなりません、どのようにしましょうか。
- 事務局 現地で当事者立会いの下、仲介の開催をしなければなりません。
- 2 番 農業委員会としては、測量して下さいというより他はないのではないのでしょうか。仲介員は、地元の人たちにお問い合わせ出来ないのでしょうか。
- 議 長 私が行った方がいいのであれば、そうしますが。
- 5 番 私は地元ですので仲介員になってもかまいませんが。
- 8 番 当該地区選出の農業委員が3名いますので、その3名ではいかがでしょうか。それから、仲介の期日を決めてなければなりませんね。
- 事務局 あまり遅くなってもいけませんので、1月中には、行いたいと考えています。
- 議 長 それでは、仲介委員の5番藤岡委員、7番森田委員、8番池田委員にお願いして、明けて1月に仲介を行いたいと思います。続きまして報告事項ですけれども、最後まで通して事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書の34ページをお願いいたします。
報告第28号 農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のと

おり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和4年12月12日提出 御船町農業委員会

35 ページをお願いします。今月合意解約が出た分の2件を掲載しておりますので、ご確認をお願いします。続いて36 ページです。

報告第29号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和4年12月12日提出 御船町農業委員会

37 ページと38 ページに先月非農地判断をした一覧表を添付しておりますので、ご確認をお願いします。39 ページには、非農地否認となった2筆を掲載しておりますので、こちらもご確認をお願いいたします。続いて40 ページをお願いします。

報告第30号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和4年12月12日提出 御船町農業委員会

41 ページと42 ページに先月発行した耕作証明書の写しを2枚添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

12 番

㊞

13 番

㊞